

【美保】地域の未来づくり懇談会 開催概要

- 1 日時 令和5年11月17日(金) 18時00分～20時30分
- 2 場所 美保地区公民館
- 3 出席者 地区34名 市10名(竹間市民生活部長、北村協働推進課長、岸本副教育長、須崎生涯学習・スポーツ課長、森山危機管理部長、植田危機管理課長)
- 4 テーマ ①社会教育・生涯学習の方向性と地区公民館の運営方針について
②水害時の住民安全確保について

5 概要

【地元あいさつ】

本日は大変忙しい中、地域の未来づくり懇談会に出席いただきお礼を申し上げます。今回は、2つのテーマについて意見交換を行う。1点目は、来年度以降の「公民館」の運営方法や住民がどのように利用できるのか、また「社会教育」などに関する市の考え方や方針を説明していただき、意見交換を行う。2点目は、先日の台風第7号のときの避難情報や避難所開設、緊急安全確保の対応など水害時の住民安全確保について市の考え方や方針を説明していただき、意見交換を行う。忌憚のない意見交換を期待している。

【市民生活部長あいさつ】

当地区がこれからも安心して暮らしていける、そして今よりもっといい地域なるようにということで、本日は地域の皆様のご意見をお聞きし、それを市政に反映させたいと考え、来させていただきました。忌憚のないご意見をいただきたい。

【副教育長】

当地区の子どもたちの育成や各学校に支援をいただいております。本日は、公民館に関し、社会教育の今後の方向性での不安等があるとお聞きし、来させていただきました。心配されているところをお話いただき、しっかり持ち帰って、答えるところは答えていきたいと思う。

【危機管理部長】

昨今、気象状況は目まぐるしく変わっており、全国的に激しさを増している。台風第7号や7月の豪雨も過去にない状況で、本市でも災害対策本部を設置し対応にあたった。そのときの状況や市の考え等もご説明させていただきながら、またどう感じていたのか、どういう行動をとっていただけたのかなどお聞きし、今後の災害対応のさらなる充実に努めていきたいと考え来させていただきました。数ある課題の中で選んでいただきお礼を申し上げます。

テーマ①「社会教育・生涯学習の方向性と地区公民館の運営方針について」

【協働推進課】

令和5年10月に実施した市民政策コメントの資料により説明を行う。

(1)経過背景

本市は、平成20年を協働のまちづくり元年と位置づけ、同年施行した鳥取市自治基本条例により市民と市との協働によるまちづくりを進めてきた。

協働のまちづくり元年から十数年が経過し、地域を取り巻く環境は大きく変化し、地区公民館は地域コミュニティの維持と持続的な発展を維持するセンター的な役割や、地域の防災拠点としての役割などが求められている。

また、地域により、利用頻度が少ない施設やほとんど使用されない部屋を持つ館などもある中、地域から、公民館を民間事業者にも貸し出せないか、公民館を使って物販等を行いたいなどの意見が寄せられている。実際に地域の団体による営利目的や民間事業者からの利用希望があっても、現行の公民館条例で制限があるためお断りしたケースがある。

そこで本市は、地区公民館の現在の利用者は今のままご利用いただきながら、希望に応じて活用の幅を広げることで、施設の魅力や市民の満足度が向上するのではないかと見直しを行っている。

この見直しにより、複数地区での合同事業の開催や、民間事業者等への貸出、営利活動など新しいニーズに応えることができ、地区公民館がこれまで以上に多様な主体とつながることで地域課題の解決や新たな魅力の創出につながる施設になることを期待している。

(2) 変更点

1. 利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲の拡大を検討
 - ・新しいニーズに応えることで新たな地域や多様な主体との交流促進
 - ・空き時間の有効活用などにより施設を最大限に利用
2. 営利目的で公民館を使用する場合は施設使用料の徴収
3. 施設の所管を教育委員会から市長部局へ移管

(3) 地区公民館の新条例の策定

地区公民館を幅広く活用していくために現行の公民館条例を廃止し、新条例の策定を考えており、主な変更点を踏まえ次の内容を記載していきたいと考えている。

(目的)

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市立地区公民館の設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。

現在の検討案を以下のとおり説明。

(設置)

鳥取市自治基本条例(平成20年鳥取市条例第25号)の理念に基づく市民と市による参画と協働のまちづくりを推進し、豊かな地域社会の創造、社会教育や生涯学習活動の推進及び福祉その他の公益の増進を図ることを目的として、学びの成果を活かした住民主体のまちづくりの拠点となる鳥取市立地区公民館を設置する。

(事業)

地区公民館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住民主体によるまちづくりの支援及び住民自治の向上に関すること。
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定された事業その他生涯学習に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業に関すること。

現在の検討案を以下のとおり説明。

(使用料)

地区公民館の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。ただし、営利を目的としない団体又は個人が地域活動、又は社会教育活動で使用する場合は無料とする。

《補足》

地域活動、社会教育活動を地区公民館で行う場合、地区住民、地区外住民、非営利団体は無料、一般の企業は有料。営利目的を行う場合は、有料というように考えている。

(地域活動、社会教育活動のとき)

- ・使用者が「地区住民」「地区外住民」「非営利団体」は、無料
- ・使用者が「一般企業等」は、有料

(営利目的のとき)

- ・使用者はすべて、有料

(4) スケジュール

令和5年10月に市民政策コメントを実施し、現在いただいた意見の内容を精査している。12月議会において、新条例の制定を行う。令和6年1月から変更内容や利用方法等の周知を行い、4月からの運用開始ということで進めていきたいと考えている。

(令和5年)

- ・10月 市民政策コメントの実施
- ・12月 新条例の制定

(令和6年)

- ・1月～ 変更内容や利用方法等の周知
- ・4月 運用開始

【地元】

市は、来年度から公民館の運営を変えようとしているが、その内容が住民にはなかなか伝わってこないため、不安を感じている。市報10月号に市民政策コメントがあったが、市は地区住民の意見をしっかり聞いて進めているのか。

公民館は、社会教育法第21条に基づいて、市が社会教育を推進し、住民の福祉を図る目的で設置した施設である。今回の見直しによる新たな方向性を持って、市は社会教育法上の行政責任を果たせると考えているのか。地区住民に生涯学習が、社会教育が周知されていると考えているのか。

公民館事業は、合併前後の旧町村、旧鳥取市も地区で全然違う。公民館をどのように指導してこられたのか。市が公民館に実際に出向いて、実態を一度でもご覧になったことがあるか。

【生涯学習・スポーツ課】

今回の見直しにより新たな方向性を考えていく中でも、公民館における社会教育、生涯学習事業は地域住民にとって非常に大切なものであり、本市としても責任を持って実施をしていかなければならないという考えのもと検討を重ねてきた。

新条例についても、地区公民館が行う事業の中に、社会教育法第22条に規定された事業その他生涯学習に関することを明記し、引き続き教育委員会が責任を持って予算を確保し、社会教育、生涯学習事業を推進していきたいと考えている。

各地区公民館において、これまで4つの柱を掲げて事業をしていただいていた。

- (1) 子どもと大人のふれあい事業
- (2) 特色ある公民館活動事業
- (3) 地域の仲間づくり事業
- (4) 人権啓発推進事業

これらの事業をこれまでどおり実施をしていただくことになる。社会教育法上の行政責任という部分でも、新条例に社会教育・生涯学習活動の推進を明記していくので果たすことができると考えている。

【生涯学習・スポーツ課】

当課も協働推進課も、実態把握は重要と考えている。本年度も5月から9月にかけて協働推進課

と合同で地区公民館全館を回らせていただき、実態把握に努めている。

また、問い合わせ等がどちらの部署にかかってもお互いが協力し合いながら回答したり、出向いて助言をしている。これからも引き続き当課と協働推進課が協力して実施していきたいと考えている。

【地元】

市は、生涯学習事業のお金とまちづくり事業のお金を、指定管理者、それと数ヶ所の公民館で一括交付金ということで交付されている。一括交付金の根拠や法的な見解をお聞きしたい。

【協働推進課】

まず一括交付金は、公民館に交付しているものではなく、まちづくり協議会へ交付している。

本交付金は、鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金交付要綱に定めて交付しているもので、いわゆるまちづくり協議会に対する補助メニューの一つとなっている。

よって交付対象者は、協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織のうち、公民館運営委員会の役割を有するものということで、公民館運営委員会とまちづくり協議会の組織の一体化を行ったまちづくり協議会である。

この一括交付助成の背景をご説明すると、いろんな悩みがある地域に出かけていって、フィールドワークでいろんな意見を吸い上げたときに、次のようなご意見もあった。

- ・まちづくり協議会と公民館運営委員会の委員に多くの重複がある
- ・まちづくり協議会と地区公民館の事業に類似・重複している部分がある
- ・それぞれ事業を整理する必要があるのではないか
- ・まちづくり協議会の地域の課題解決に向けた活動と公民館の学びとを活かしながら、より一層

の連携が求められている

- ・公民館がまちづくり協議会の事務局を担っている場合に、生涯学習事業に関する事務処理とまちづくり協議会への補助金に係る事務処理が、別々の会計処理で煩雑

- ・地域が裁量を持って一体的に事業を行うための環境づくりが必要

よって、組織の一体化が求められたこと、煩雑な事務処理を改善していくことが求められたこと、地域が裁量を持って一体的に事業を行う環境づくりが求められたことが、この一括交付助成を構築した背景である。

これは地域の実情に合わせて地域で選択していただくようにできている。地域人材もたくさんおられ、それぞれがしっかり活動できる環境であれば、一括交付金という選択をしなくてもできる。

協働推進課としては、地域によって一体的に地区公民館の学びを活かしながら、まちづくりもしっかりしていきたいというような地域の思いをしっかり受け止めて、それを事業としたもの。

【地元】

去年の10月に地区会長宛の文章を、情報提供ということで見させていただいたが、既に1年以上経過しているのにも関わらず、公民館の運営に関して具体的な内容が見えてこなかった。市民に伝える方法の見解をまず一つお伺いしたい。

今年10月の市報で、この市民政策コメントを募集され、既に締め切りは終わっているが、来年の4月から本当にその意見が反映されるか、非常に心配をしている。市の考えを伺いたい。

今回の公民館の見直しで、今後、利用者の拡大が予想されるが職員数は増やされないのか。全館の職員体制が、館長を含めて4人。これは以前からある話で、未だに世帯数が大幅に違う地区と職

員数も一緒、公民館の運営費や事業費も一緒という状態となっている。今回の見直しにぜひ反映させていただきたい。すぐには回答できないと思うが、よろしく願います。

【協働推進課】

新条例制定に向けて、様々な調整をしてきたところがあり、時間がかかってしまった。

市議会での説明であったり、各地区公民館運営委員会へ情報提供してご意見をお伺いしたり、令和5年2月市報で検討状況を周知したり、ホームページ等でお知らせしたりもしているところだが、まだ条例が制定されていない中、決定事項でない内容もあり、なかなかお伝えできない部分もあった。ただ、先ほどの概要説明のとおり、現在利用しておられる方には変わらずご利用いただけるようにしたいと考えている。

また、当地区はたくさんの方が利用されていて、とても貸出に余裕がないとお伺いしている。そのような状況では、民間の方の利用であるとか、収益につながるような利用であるとかが入る余地は難しいのかなと思う。空きがあれば借りていただけるし、空きがなければ借りていただくことはできないと考えている。

【協働推進課】

市民政策コメントは、市が重要な政策を決める際に、市民に公表し寄せられた意見や提言を政策形成に反映していくための制度であり、あくまでも意思決定を行うための参考として実施するものである。各意見で方向を判断するものではないため、多数の意見、少数の意見、いろいろあったがそれらを参考にしながら、これからの運営に反映していこうと考えている。今回の市民政策コメントについて報告すると、全部で8人のご意見をいただいた。

【協働推進課】

職員数は、現行どおりに考えている。

現時点では、新しい制度に移行したときにどれぐらいのニーズがあるか、つかめてないところがある。1番に、使用料を徴収する部分で事務が増えると皆さんが心配しておられるのではないかなと思う。使用料徴収の事務量はわからないところがあるが、そこは公民館職員の負担にならない方法を考えている。

公民館規模に応じた職員数については、これまでもご意見としてあるが、本当に当地区のように多くの世帯を抱えているところもあれば、かたや数百世帯という地区もある。

ただ、公民館で行う事業は、人口が多い少ないにかかわらず事務等の流れは同じで、来館者数にもよるが、美保地区のように公民館事業に協力してくださる方がたくさんいる地域と、中山間地域のように、公民館事業やまちづくり事業になかなか参画してくださる方も高齢化で来られない地域では、公民館職員が頑張らなければいけないところもある。地域の人口が少ないからといって、減らそうということにもならない。地域の方の協力があっての公民館運営だと考えている。

【地元】

市民政策コメントの資料に、変更点として、施設の所管を教育委員会から市長部局へ移管するとある。公民館の職員は、来年度からどうなるのか。また、まちづくりの支援等の業務が増えるのか。

もう1つは、教育委員会から市長部局へ施設の所管が変わるということは、いわゆるコミュニティーセンター化とか、地区公民館のあり方は変わるのか変わらないのか。

今度、市長が任命する、新しい辞令はどんな辞令になるのか。職責や職名はどうなるのか。まち

づくり推進員の辞令はどうなるのか。

【協働推進課】

1点目。職員の位置づけは、教育委員会部局から市長部局へ変わり、まちづくりに関する部分についても一体的に行っていくため、市長からの任命辞令1本になる。

業務が増えるのではないかという点は、今十分にまちづくりへの支援や、公民館の学びを生かしながらまちづくりを推進していただいていると考えており、現状を新条例に落とし込んだ形になると思っている。

もう1点は、コミュニティセンター化かというご質問だが、名称としては引き続き地区公民館という名称を使っていく。新条例については、社会教育法のその枠組みを超えて幅広く使っていきような形を考えているため、コミュニティセンターをイメージしておられるかもしれないが、まちづくりも、社会教育も学びもしっかり取り組んでいく施設ということでご理解いただきたい。

新しい辞令についてのご質問だが、新条例の中に、「事業」という条項があり、住民主体によるまちづくりの支援及び住民自治の向上に関することであるとか、今までと変わらない社会教育法に関する事業に取り組んでいくということが職員の業務になるが、その内容は特に辞令に記載はされない。現在、教育委員会が行っている辞令の任命権者が市長になり、新条例によりまちづくり推進員の辞令は不要で、職名は、公民館長、公民館主任、公民館主事で今までと変わらない。

【地元】

公民館は市が設置をして直営で管理をする施設にもかかわらず、市の公民館予算は全く足りない状態という認識はあるか。全地区住民が使用する権利のある公民館の維持費が、地区とか町内会に負担を求める構造となっている。

公民館は地区住民全員が使用する権利があるが、当地区の町内会加入率は現在、大体52%程度で、半数の町内会未加入者の方は、現在は負担金を払わずに、町内会加入者の負担金をもって運営をする公民館を使用している。市は公民館運営に必要な経費を全額予算措置される考えがあるのか。

【協働推進課】

公民館の運営について、地域に大変多くのご負担やご協力をいただいているという認識はある。この見直しにあたり、消耗品、燃料費等の負担をいただいている部分もあるため、現在、各公民館にヒアリングをして状況把握のうえ予算要求の内容をまとめているが、当地区が言う負担分が、全て公民館施設の管理運営に係るものなのか、地域が事業として地域に還元するような内容なのか、精査ができていない。公民館施設の管理に係る部分については、市で負担するように調整していく。ヒアリングは順次、行っているので、美保地区はこれから精査を行う。

【地元】

これまで、緑の羽とか赤い羽とか募金を集めて、それを公民館で一時的に預かり、各団体に配ってきたが、この春から公民館でお金を預かるなど聞いている。間違いはないか。

今の配布文書は、公民館に持ってきてくださいとなっている。来年以降は各団体に話をし、公民館にお金がかかることがないようにお願いしたい。例えば、社協の方で今後は社協に振り込みをするとか、そのような指示というか、打ち合わせとかをお願いしたいと思う。

【協働推進課】

実態を言うと、地域のお金を公民館や公民館職員もなかなか預かりにくい部分ではある。地区費であっても公民館職員が現金を扱う場合、市の公金検査が入る。市の大きな方針として、地域で扱うお金は地域に管理を返しましょうという方針がある。

ただし、現状として、公民館職員が地域のお金を預からない場合に、その地域がうまく回らなかったり、社協も困られたりということがあるので、一時的には預かってもすぐに取りに来ていただくような対応をしている地区もある。

緑の羽、赤い羽根の募金の文章は、確認をしてみる。

[補足]

・緑の羽の募金については、自治連地区会長会の中で募金への協力依頼を行っていますが、この時の依頼文書では、「緑の募金チラシ」、「緑の羽根」、「振込用紙及び記入例」を地区公民館を通じて配布させていただくので、各町内会・集落の皆様へ配布及び周知をお願いする文書となっています。

【地元】

公金検査で、現金を公民館で保管するようなことは極力してはならないと市の担当部局の人から指摘を受けた。だから、現在も銀行から必要に応じて、下ろしてくるという煩雑なことをしている。一方では預かるというのはおかしいと思う。

【協働推進課】

地域も困られることではあると思うので、その辺りは整理したい。公金検査にうかがう職員は公金検査のマニュアルに基づいて指導している。検査を所管する課とも協議をしながら、公民館の実態と地域の実情ということで調整を図りたい。

【地元】

公民館の公金検査をやっていて、監査がないのはなぜか。

【協働推進課】

市の中には監査委員会があり、定期監査を数年に1回、それぞれの部署が受検しているが、協働推進課が受検する中で公民館も監査の対象となっている。ただ、公民館へ出向くかどうかについては、監査員の判断によって必要に応じて行われることになる。

公民館の監査自体はしているが、所管課が全体の監査を受けている。

【生涯学習・スポーツ課】

例えば、今年の春に税金関係の監査があった。その時は、各館を回るのではなく、各館から関係する簿冊を提出していただいて、本庁舎の中で監査を行った。

テーマ②「水害時の住民安全確保について」

【危機管理課】

令和5年台風第7号災害に係る対応経過という資料に基づいて、簡単に経過の報告をさせていただきます。

《気象警報と配備体制の経過》

(8月15日)

・4時34分 鳥取市北部・南部、いずれも大雨警報、土砂災害と暴風警報が発表される。警報に基づき、市は警戒本部体制を大雨警報と同時に発令。

・4時39分 記録的短時間大雨情報第1号として、河原付近で約100ミリ、佐治で91ミリなどの大雨が記録される。

・5時00分 鳥取県土砂災害警戒情報第1号が、鳥取市北部・南部に発表される。

・5時35分 市は災害対策本部体制を発令。その後も大雨が続く。

・8時07分 市は災害対策本部体制の第3配備を発令。その後も、雨が続く。

※第3配備は、市の全職員が災害対応に従事するという体制。

・16時40分 大雨特別警報(浸水害)が鳥取市北部・南部に発表される。

・17時20分 続けて、大雨特別警報(土砂災害)が鳥取市北部・南部に発表される。

・23時10分 大雨特別警報は解除されたが、引き続き、市では災害対応等を災害対策本部体制のもと継続。

(8月18日)

・4時10分 大雨警報(土砂災害)が鳥取市北部・南部で解除されたが、以後も災害対応を継続。

(8月21日)

・17時05分 災害対策本部体制を解除し、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部へ移行

以後、災害の応急対応は一定の目途がついたということで、この災害対策本部体制を、令和5年台風第7号の災害復旧・復興本部へと移行して、様々な被災地域の対応を現在もやっている。

《避難情報の発令の経過》

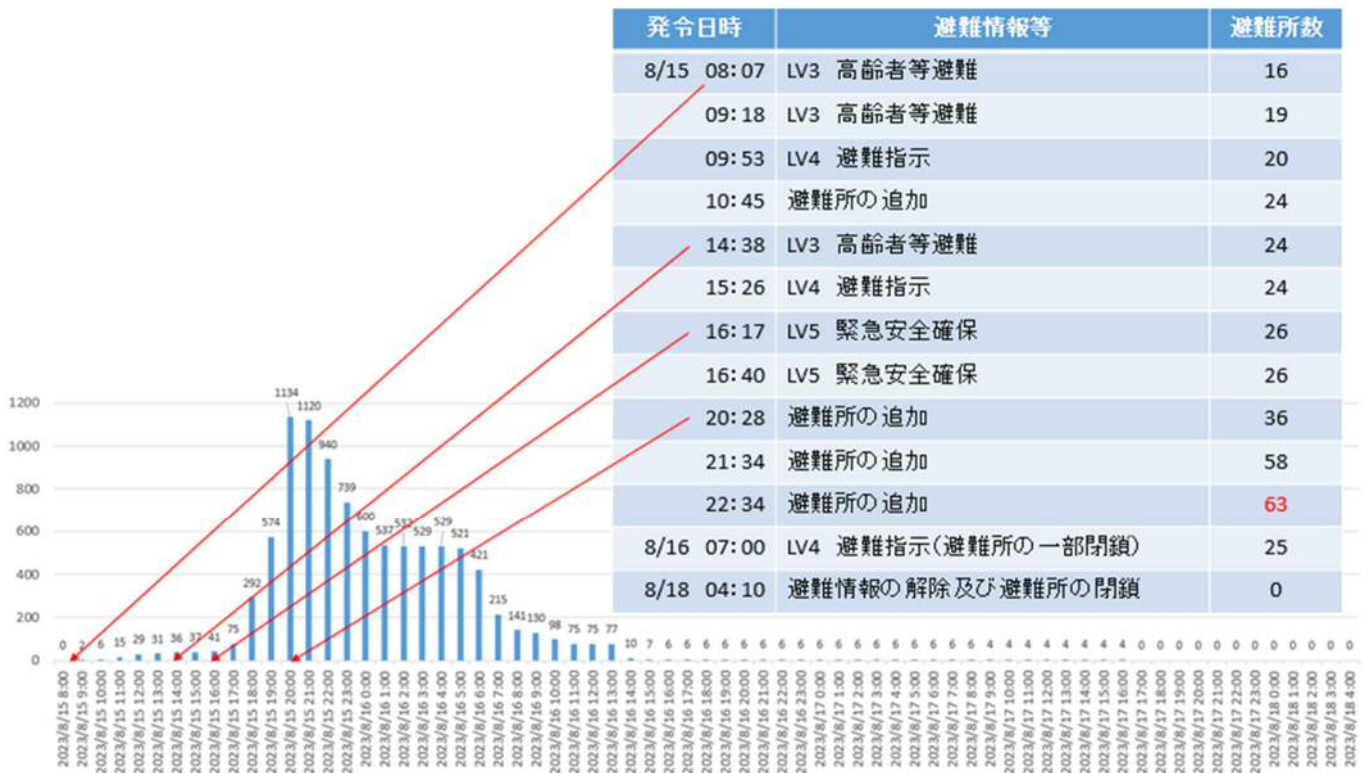
この度の台風では、合計8回にわたり避難情報を発令している。詳細は以下のとおり。

	避難情報	発令理由	発令日時	解除日時	対象地域	対象世帯数	対象人数	避難場所
1	高齢者等避難	清水川の水位上昇、土砂災害の恐れがあるため	08月15日 08時07分	08月15日 16時40分	美保南地区、河原町、用瀬町、佐治町	9,440	22,266	美保南地区公民館ほか5か所
2	高齢者等避難	土砂災害の恐れがあるため	08月15日 09時18分	08月15日 16時40分	米里、津ノ井、神戸、大和、明治、国府町全域、鹿野町全域	9,352	21,540	若葉台地区公民館ほか4か所
3	避難指示	佐治川の水位上昇	08月15日 09時53分	08月15日 16時40分	佐治町葛谷(上葛谷、葛谷)、古市、加瀬木(加瀬木、下加瀬)	175	398	佐治町地域活性化センター、佐治町コミュニティセンター
4	高齢者等避難	塩見川の水位上昇のため	08月15日 14時38分	08月15日 16時40分	福部町細川(駅前地区)	102	288	福部砂丘温泉ふれあい会館
5	避難指示	千代川水系の水位上昇	08月15日 15時26分	08月15日 16時40分	河原町片山、今在家、高福、徳吉	180	446	国英地区公民館
6	緊急安全確保	佐治川ダムの緊急放流のため	08月15日 16時17分	08月16日 07時00分	佐治町葛谷(上葛谷、葛谷)、古市、加瀬木(加瀬木、下加瀬)、河本、森坪、用瀬町別府、古用瀬	436	1,018	佐治町地域活性化センター、佐治町コミュニティセンター、佐治町B&G海洋センター、千代南中学校
7	緊急安全確保	大雨特別警報が発表されたため	08月15日 16時40分	08月16日 07時00分	鳥取市全域	81,915	181,859	20:28 浜村小学校ほか8か所 21:34 美保小学校ほか22か所 22:34 久松小学校ほか4か所
8	避難指示	土砂災害のおそれがあるため	08月16日 07時00分	08月18日 04時10分	鳥取市全域	81,915	181,859	浜坂地区公民館ほか25か所

《避難所の開設状況》

この度の台風の避難所の開設状況の詳細は、以下のとおり。

- (1) 開設避難所数 65箇所（同時開設63箇所）
- (2) 避難世帯総数 720世帯
避難者総数 1,934人
- (3) ピーク時の避難者数 8月15日午後8時時点 1,134人



【地元】

今回の台風第7号で、まず当地区には8月15日の夕方まで何の避難情報も発令されておらず、避難所開設もされていない状態だった。一変して、突然レベル5の緊急安全確保が全市一斉に発令され、住民は右往左往する結果となったので、避難情報の発令についてお伺いしたい。

今までの状況を見ると比較的予測可能な災害等もあるが、今回は突然16時40分に緊急安全確保が発令された。その背景とその理由をお伺いしたい。

また、安心トリピーメールによると17時には千代川が氾濫危険水位に到達している。市はこの段階では、当地区はまだ危険な状況ではないと、避難情報の発令とか避難所開設の必要はないと思われたのか。

【危機管理課】

まず、避難情報を発令するのは市町村であり、本市では、河川の水位や土砂災害の警戒情報に基づいて避難情報を発令することとしている。

当然、千代川を所管する国土交通省（鳥取河川国道事務所）とも、8月15日の間、随時、密接に連絡し、情報共有していた。今後の河川の水位の見込みなども観測地のみならず、国土交通省からお聞きし、避難情報の発出発令について判断をしてきた。その中で、国土交通省の見込みは、避難水位、避難判断の水位まで一時達したが、その後は雨の状況とかから考えて、その水位は下がっていくだろうというような見込みであり、8月15日に千代川の水位を基にした避難情報は発出をし

なかった。行徳の観測所で氾濫危険水位は6.7mだが、この度の雨台風の最高水位は6.32mで氾濫危険水位までには達しなかったと思う。

【危機管理課】

水位などいろいろな数値もあり、目安にしながら行動していくのも1つ大きな要素かと思う。そういう部分も大切にしなければと思っている。

本市は、水位なども参考にしながら、どのように避難情報を決めて、範囲を決めて出すのか、状況をできるだけつぶさに確認をしながら、関係機関とも現場とも確認をしながら、必要なところに必要な情報を出すというのが今の鳥取市の方針である。

本市は、国土交通省、気象台、鳥取県とかと常時テレビで接続し、やり取りをしている。その中で、今以上に水位が上がることはない、という情報をやり取りしていた。千代川になると全市的に影響が出てくるので、そこも勘案しながら判断をしてきていた。

国土交通省の話聞きながら、16時40分の時点で気象台が大雨特別警報を発表した。この大雨特別警報の発表内容は、

- ・鳥取市北部・南部にも特別警報を発表する
- ・何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高く、レベル5に相当する
- ・直ちに身の安全を確保しなければならない状況である

というものであり、その中で、本市は何を一番初めにしなければいけないか。

市民の皆さん、住民の皆さんに身の安全を守る行動をしていただくということ。

つまり、今回のこの緊急安全確保の発令の経緯としては、実態としては、鳥取市北部・南部に大雨特別警報が出たため、市として「緊急安全確保」を鳥取市全域に出し、一番に市民の皆さんに身を守る行動をしていただいたもの。

【地元】

ハザードマップで最大浸水深が3m～5mのところに住んでいる。8月15日に緊急安全確保が出て、高いところに逃げろと言われたが、5m以上の高いところとはどこか。

避難所が開設されるまで何時間もかかり、不安な思いでいた人は多いと思うし、避難所が開設するまでの間、私達は一体どうすればいいのか。

新しい市民体育館は、避難所に対応できるよう地面を高くしたと聞いたので、当然、避難所は体育館だと思っていたが、実際に開設されることはなかった。夜に避難する危険性は十分認識されていると思うが、夜中になってから避難所を開設された。説明をぜひいただきたい。

【危機管理課】

本市としても、このたびの大雨の対応の中で、皆さんに行動していただく中で、何が一番課題だったのか。いろいろなご意見を伺っているし、今お話しいただいたところだと思う。

防災マップ58ページに、避難場所や避難のタイミングについて学ぼうとあるが、ここを今までの活動の中で皆さんにお伝えができてないというのが、第1番に反省するところである。

この警戒レベル1から警戒レベル4「避難指示」までに全員避難と書いてあり、避難所を設置してそこに避難してくださいということになる。

今回出たのは警戒レベル5「緊急安全確保」で、住民がとるべき行動としては「命の危険、直ちに安全確保」ということになる。

したがって、地域、あるいは自宅が2階建てなのか3階建てマンションなのか、あるいは平屋な

のか、あるいは自宅が山際にあって土砂の恐れがあるのか、状況によって行動は変わるが、それぞれの一番安全な行動を促すというのがこの度の「緊急安全確保」だった。

市としては、実はこの緊急安全確保を出したときに、避難所をどうするか非常に迷った。避難所開設したらそこに逃げたいというのが心理だと思う。外に出たら危険がどこであるかわからないという状態の中でそれはどうなのかと。

結局、身の安全を守る、命の確保をしていく中で、自分の家よりも安全と思う場所として、公共施設に逃げられる方もあるだろう。人を配置して、もし万が一逃げ込む方があったら受け入れる体制をとりましょう、というのがこの度の考え方だった。

資料で示しているとおおり、緊急安全確保以降に、やはり避難所として求めて逃げられた方はかなり多い。もちろん身の安全を確保しながら逃げてこられたと思うが、求めがあるということは、やっぱり設置をしていかなければいけなかったということで、今は受け止めている。

最大浸水深 3m～5mの話があったが、ではどこにというのはなかなか申し上げにくい。それぞれのお宅とか、あるいはご家庭の状況とかによって変わってくる部分もあるので、一律にこうだということは申し上げにくいところがある。

先ほど、千代川の話をした。当地区は大きな河川が3つある。千代川と新袋川と大路川。

川に挟まれたエリアが1番の浸水深が高くなるのが防災マップにも出ている。川が破堤したらどうなるのかを200mおきにシミュレーションしてある。1番浸水深が高くなる場所は、やはり千代川。次は、新袋川で最大浸水想定としては5mいかないエリアもかなり多くある。大路川は、ほとんどが1階まで2階までで済むような状況だということもお伝えしておきたい。

インターネットで川の情報を見られるサイトの掲載もあるので、ご確認いただければと思う。

新袋川については、殿ダムができ、かなり洪水調節が効くようになったようで、新袋川もそういう水位には全く達しないということは十分確認ができたところなので、改めて私どももそういう認識ができたと思っている。

【地元】

いろいろ対応に苦労されたと思うが、当地区はこれまで避難場所が本当になくて、今年度、市民体育館ができ、この大雨にも避難できると非常に安心していった。

我々もこの台風のときに、体育館の避難場所の開設はいつ出るのかとメールを見ていたが、どんと緊急安全確保が出た。我々も警戒レベル3のときに直ちに対応しようとずっと待っていた。

市として避難場所を開設しようと思っておられたのか。このたびの台風の高齢者や災害弱者の段階的な避難について知りたい。

当地区には避難場所がないので、市民体育館を早く開けていただいて、皆さんが安心できるような体制を早めに取りっていただくのが一番望ましいと思う。よろしく願います。

【危機管理課】

市として、エリアエリアで、その状況に応じて、つぶさに観察しながら必要な避難情報を出すという方針は持っているし、そうしなければと思っている。早くそういった状況を作った方がいいというのもわかる。ただ、その状況かどうかは、関係機関とも、市が持っている情報とも照らし合わせながら判断をさせていただいている。

実際に、美保南地区、河原、用瀬、米里、津ノ井等々、これから水位が上がってくる、溢れてくるということが見えたところで、高齢者等避難を出させていただいた。その他に、水位が急激に増えたところは、避難指示がポンと出たところがある。これは段階を追ってではなく、今はもう避難

指示を出すべきだとそう判断をさせていただいた。

一律にこうだという形はなかなか取れない。30分もすれば水位は下がってくるのに、この水位になったからと(避難情報を)出すと、それもまた混乱の元になるので、十分見極めをさせていただいているところはある。

ただ、地域・地域によって、あるいは個々のお宅によって条件は全然違う。自分のところは安全かどうかということを俯瞰しながら、避難行動をとっていただきたいし、そうしていただけるような情報の提供は、例えばこの防災アプリとかいろいろな方策をとっている。

市民体育館、大変立派な素晴らしいものができたと思っている。皆さんで避難訓練にも使っているとお伺いしている。もちろん、本来の使い方は体育館として使っていただくべきものだが、災害のときには非常に安心できる材料の一つかと思う。他の地域からも活用したいということもあるかと思う。

市民体育館については、今後どのような形で活用していくのか。これも指定管理者等もあるし、しっかりと検証して研究をして、話し合いをして、皆さんの安心に1つでもつながるような使い方を今後も研究していきたいと思う。

【地元】

公民館について、私見を1つ。市のウェブ上に掲載されている提言とか、答申とか、意見とか、アンケートとか目を通した。現在の公民館の問題点が記載してある。今回の改正は、答申とか市民の声を受けてされていると思うが、見えてこない。公民館使うときにはお金がいきますよというだけで答申等の内容がどう具現化するのかという疑問を持った。

防災について、提案を3つと要望1つとそれから質問を1つ。

1つ目の提案は、まず、高齢者等避難、避難指示とか緊急安全確保の情報の発信の、基本となるのは氾濫危険水位かと思う。その氾濫危険水位は、吉成で言えば5.4m。これは市の範囲外かもしれないが、この考え方を見直しませんか。県に働きかけてほしい。

元々、この氾濫危険水位は、昭和54年の大水・大雨を念頭にして作られたものと理解しているが、数年前から吉成観測所と、高橋とで観察してきた。個人的に測定している限りは0.7mぐらい川底が変化しているし、このたびの台風第7号のときの水位、状況からしたら0.9m狂っているかなど。浸水深が5mか4mか。1m近い誤差はあまりにも大きすぎる。そういう意味で、見直してほしいと県の方に話すので、一緒になってやってほしい。もっとプッシュして欲しい。

2つ目の提案は、町内会で避難スイッチをしている。これは市の危機管理課と県の危機管理課と一緒にやると決めたもの。これを市の防災・避難政策の一つにしませんか。

実際に、今年の台風第7号のとき、警報レベル5を発令されたが、実際に避難された方もいるが、ほとんどいないと思う。警戒基準と住民との心理に大きな乖離がある。よく空振りでも恐れずにすぐに避難しましょうとかを講習会で教えていただく。これが間違っているとは思わないが、対象区域が広すぎる。もっと狭い範囲で物事を考えないと思う。この避難スイッチは町内単位のスイッチで、こういう制度を市としてやられたらどうかと提案する。

3つ目の提案は、市の自主防災連合会活動の助成金を申請している。これの活動報告書は多分、全市から出ると思う。それを市の防災力アップにつながるようにしませんか。

防災訓練をするためには、町民の多くが参加され、有意義なものとなるよう立案している。いつも悩む。他町内も同じだと思う。せっかく多くの報告書が、データがあるはずなので、それを皆さんに開示したら、市の防災力アップにつながるのではと思う。

要望は、情報伝達設備補助事業を去年までされていた。どこでも使いやすい形でハードルを下げ

てバージョンアップした制度を設けてほしい。

市の防災無線はしっかりされているが、今回の台風第7号のとき、激しい雨や風で聞き取れなかった。町内では、避難スイッチで電話連絡をしている。今回も最終的に、高齢者に対しては電話で連絡をしたが、全員避難を連絡する方法に悩んだ。今は、移動拡声器でやると決めているが、それも届かないところがある。告知システムをある地域で整備しておられて、各家庭に連絡できている。補助金関係は、非常にハードルが高いかもしれないが、それをもっとここにも広げてほしい。

質問は、避難所について。どんな人を対象にして、今、避難所を考えておられるのか。

避難するのは、所詮は自己責任だと思っている。その上での質問だが、当地域の1万人の人が避難できる場所があるのか。先日、ある人が、避難所は不安のある方だけを対象にしていると。その考え方を聞いて、それだったらと思って納得した。それでよろしいか？

それに関して、最近、市は垂直避難を選択肢の1つとするよう指導している。それは、1万人避難させる場所を確保することが難しく、その上で、想定最大水位以下の場合は2階なら大丈夫だという考えからきているのか。

私的な要望だが、町内のイベントをいろいろするが、行政の人の参加率が低い。どういう教育をしておられるのか。非常に今の時代、難しいところもあると思うが、教育をしてほしい。

【危機管理課】

氾濫危険水位は、実態がどうなのかということもある。ハードの部分にもなるので、お話があったことは関係部局や県などへつなげていきたいと思う。情報として伝達をしながら、どういう対応ができるのかはまた考えていきたい。川底の変化は確かにあることだと思う。突き当たっていけば、状況は変わるので、そういう情報をいただけるのは大変ありがたいと思う。

避難スイッチを、自分で、近所で、町内会で各地域の中で取り組む、話し合いをするというのは非常に有効だと思う。ぜひ皆さんにも取り組んでいただき、こちらからも呼びかけをしていきたいと思う。今までも自主防災会の中で同様の話はあったと思う。避難スイッチというか、タイムテーブル、マイタイムラインなどでどの時点でどういう行動をとるというような話をさせていただく。

自主防災会の活動報告は、総会の際に事例報告をしたことがあった。せっかくの資料なり、情報なので、何とか活用できるようこちらとしても検証していきたい、研究をしてみたいと思う。避難スイッチや活動報告、いずれにしても、皆さんが活用できるよう取り組んでいきたいと思う。

告知端末等の補助は財政的な部分だが、各家に有線放送で町内の事柄を伝えたりしていて、非常に情報伝達の手段としてはいいものだなと思う。これを防災面での活用というのもあるかと思うが、地域コミュニティの中でどういうふうにするか、ということもあるかと思う。これは市全体として、今後どうしていくのか、また持ち帰らせていただいて情報共有していきたいと思う。

垂直避難等については、市というより全国的な話として、垂直避難を選ぶことも数年前に改正をされてきたところ。本市は、今人口が18万～19万人ぐらいで、今ある全ての避難所に収容できるかということとそんなことは絶対ないわけで、考え方として、全てをその避難所にということではなく、安全が確保できればよいと。一番いいのは、例えば水が来ても何にしても、自分の家において2階にいたら命は守られ、布団も枕もあるし、食料なり水なりがある程度確保できるという目途が立っていれば避難所よりはいいかもしれない。

ただ、やはり、そこが本当に安全なのかどうかということをしかりと見定めておくことが必要だと思う。浸水域などを見ながら、どこが安全なのかと判断をしていただけるのであれば、全ての人とその避難所に行きなさいということではない、というふうに考えている。

この度の緊急安全確保のときに、ご自宅の2階に逃げたという方も多く、その避難行動は正しい

避難行動であった、というふうに思っている。

【地元】

以前、当地区の避難場所として小学校と公民館は適さないと市に言われたので、市民体育館を建てる時に避難場所として適すものにしてほしいと地区で要望し、今の体育館が建っている。アリーナは2階になっているのに、なぜ、今回、市から適さない公民館と小学校に避難場所を設置していただけないかとお願ひされたのか。体育館ではないのか。

台風が、鳥取市近辺を通過するのは、数日前からわかっているはずなので準備はできると思う。避難指示がでたら、すぐ避難場所が設置できるのが準備ではないか。なぜ、緊急避難確保が出て、3~4時間してから避難所開設になったのか。準備の時間は十分あったと思う。

地区の方から、なぜこんなに避難所開設が遅れたのかお尋ねしている。台風が過ぎて早い時期に言っているのに、それが3ヶ月も4ヶ月も過ぎてから来るのか。

【危機管理課】

いろいろなご指摘をいただいた。それを受けて、しっかりとできるようにしたいと思う。

まず、小学校などが適さないとやったことは、確かにそうだったと思う。令和3年に国の考え方が変わって、垂直避難という考え方が入ってきた。今まで浸水域にあった小学校は、適用性がないということだったが、高層階は適用性があるということになった。体育館も同様で、市民体育館を今後どのように活用していくのか具体的な部分は、出水期を抜けたが来年に向けてしっかりと研究し検証していきたいと考えている。

準備については、本市は、実は台風の3日前はちょっとルートが違っていたと思う。いずれにしても自主避難所は、前日に定めて設置をすることになっている。各支所に1か所ずつと、旧市に4か所、何かあったときにはそこに逃げてください避難してください、受け入れができますよというものを事前に準備している。

本市としては、そのような考え方で、事前に市長にも対応報告をしているし、準備、開設の報告を受け、市長へ報告もしている。ただ、その準備で十分なのかどうかは別の話になるかもしれないので、ご意見として承る。

この度の避難情報は、「緊急安全確保」だった。これは身を守る行動。その中で、例えば、膝上まで水があったら側溝にはまったり、流されたりという事例もあるので、実際のところ、避難所に導いていくのか、どうすべきなのかを非常に考えながら行った。これは事実として、今の話と合わせてしっかりと検証しなければと思っているが、緊急安全確保を出すべきときに避難所を開設してそこに動けというのはどうなのか、ちょっと逡巡するところがあり、その部分で時間がかかったのもある。

それから、この度50か所以上の避難所を開設した。緊急安全確保が出るまで26か所なので、倍増となる。鳥取市全域に緊急安全確保を出したのはこの日が初めての部分もあり、対応が難しかった部分は否めない。さらに速やかに開設できるようご意見を真摯に受け止めて、また活かしていきたいと思う。

【地元】

佐治川が、道路が損壊して決壊することや、私都川（きさいちがわ）が氾濫したという情報はいつごろ市へ届いたのか。

それにより、河原の八東川との合流地点の水位が予想でき、開設できなかったのか。夜の美保小

学校を避難場所に設定したのか。その理由を教えてください。

【危機管理課】

その時点では、暗かったりして道がどうかなどの詳細な部分はわからなかったが、八東川の水位や予測は、国土交通省とも連絡を取り合い情報連携していた。その上で、水位はここまで来るがここからは下がるだろうという見通しがあったのがまず1つ。

それと、令和3年に同様の状況があり、小学校などを開設したことがあったので、地域の方にそういう記憶があれば、逃げ込む先として選択されるものだろうということで指定した。繰り返しになるが、避難所として設置をして、そこに避難をしていただくという行動がどうなのかということは今もって、検証をしっかりとしなければいけないと思っている。まず第1は身の安全を確保するという状況だったので、例えば家の2階に避難をすることを選択していくのが1番の選択肢だったのかなと思う。

【地元】

緊急安全避難が鳥取市全域に一斉に発令された。つまり、鳥取市のどこにいてもどこに逃げても危ないということ。例えば、若葉台や北園とかは本当に水害で危ないのか。二次災害とか土砂災害はもちろんあるが、少なくとも水害で本当に危険なのか、本当に逃げ場所がないのかと。

避難とは、災害を避けて他の場所へ逃れること。これは安全な場所へ避難をする水平避難を指している。つまり、洪水時に同一場所の高いところに逃げる垂直避難は1つの手法だが、それは直ちに逃げられる場所とか手段がないとき、あるいは逃げる暇がないときの最後の手段ということ。

基本的には、まず市が安全な場所への水平避難を市民に指示をして、避難所までの避難方法を指導するということが第一義的な考え方だと思う。今後も市民を守っていただきたいので、見解を教えてください。

【危機管理課】

まず、基本は水平避難で、危険な場所から逃げるとするのが大前提。その上で、垂直避難、他に代わる安全を確保する方法がない場合は、そういう選択も正解だと思う。

この度は、緊急安全確保がバーンと出てしまった。それは大雨特別警報を機にしてで、そのような状況になったときに、垂直避難を選ぶというのはあるべき方法の1つだったかと思う。

それと、安全な場所ももちろんある、あったと思う。ただ、どこでどのような災害が起こってもおかしくないという状況で、緊急安全確保を出させていただいた。

もちろん自主避難所として設置をしていた若葉台とかは、安全が確保できる場所だったのだろうと思うが、そこだけを精査して、発令が遅れることはならないとこのたびはさせていただいた。十分ではなかったかもしれないが、そういう考え方であったことは申し上げたい。

【市民生活部長】

長時間にわたり、たくさんのご意見をいただきお礼を申し上げます。

公民館については、今までどおり安心してご利用いただきたいと思う。また、公民館職員の負担とならないように考えていきたい。4月以降も運用する中で、不都合があれば、またその都度、見直していきたいと思う。何かあればまたご意見をお寄せいただきたいと思う。

災害についても、何よりも市民の皆さんの命を守ること、肝に銘じて仕事をしたいと考えている。今後ともいろいろご意見お寄せいただければと思う。